生活援助算定届出書

香 芝 市 長 様						令和	年	月	日
		事	É	所	名	•		(事業	纟所)
担当介護					門員	:		E)
下記のとおり、訪問	介護における生	上活援助る	2算定	しま	すの~	で届出しま	す。		
1. 利用者情報									
被保険者番号			被任	保険者	針氏名				
生年月日	年 月	日		 住					
事業対象	 者					H · R	年	 月	
介 護 度 要支援	1 2		認分	定有效	助期間		~		
要介護	1 2 3 4	5				令和	年	月	日
氏 名 続		心身の状況等の特記事項							
	明治・大正・	·昭和·平成	÷						
	年	月 目							
	明治・大正・	·昭和·平成	<u> </u>						
	年	月目	3						
	明治・大正・	昭和•平成	.						
	年	月 目	1						
	明治・大正・	昭和•平成	;						
	年	月目	3						
	明治・大正・	昭和•平成	;						
	年	月 目	1						
3. 生活援助算定理由									
算定理由 □同居第	親族が障害及び犯	疾病等によ	り家	事が困	図難 [□やむを得れ	ない理由	日に該当	í
(状況説明欄)									
4. 提供する生活援助の	の具体的な内容	容(提供	寺間等	筝も言	羊しく	(ご記入く	ださい	١ _。)	
内容□調理	□洗濯 □掃隊	涂 □買い	物 []その	他				
(状況説明欄)									
5. 長期目標の期間									

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

生活援助の算定

①届出が必要なケース

- ・同居家族が障害、疾病等(要介護認定を有する場合は除く)のために家事を行う事が困難な場合。
- ・適切なケアマネジメントにより判断し、同居の家族等がやむを得ない理由により 家事を行う事が困難な場合

②提出書類

- 生活援助算定届出書
- ・居宅サービス計画書(1):第1表
- ・居宅サービス計画書(2):第2表
- ・週間サービス計画表:第3表
- ・サービス担当者会議の要点:第4表
- ・サービス利用票:第6表
- ・サービス利用票別表:第7表

③提出時期

- ・初回訪問介護生活援助サービス利用前(※)
- ・サービス内容変更時
- ・長期目標の終了時
- ・介護認定の更新時
- ※必ず利用開始前にご相談ください。場合により保険給付の対象外となります。

④算定許可

- ・届出後、内容を確認し、算定可否決定通知を送付します。
- ・通知は概ね1週間以内に発送する予定です。

⑤その他留意事項

- ・継続利用する場合は、利用者の心身の状況及び家族等の意向と介護の状況等を踏まえた検討が必要です。
- ・同居家族の障害、疾病等の確認のため診断書等が必要になる場合があります。